## 第 2 節 担い手となる主体を広げる~環境活動の促進~

### 指導者の育成

## 1 − 1 環境学習情報センターにおける人材育成

環境学習情報センターにおいて、地域で環境活動を展開できる指導者の養成講座を開催し、環境についてさまざまな視点で考え、行動ができる人材を育成しました。(平成23(2011)年度 指導者養成講座受講者数1,530人)

## プ環境保全活動の支援

## 2-1 地域における自主的な環境保全活動の促進

#### (1) 河川の維持・美化を行う団体の活動支援

県管理河川及び海岸の環境美化について河川海 岸管理者だけの対応には限界があります。適正な 河川海岸管理を行っていくためには、県民参加に よるボランティア活動は望ましい形態であり、ボ ランティア活動団体の育成、支援に努める必要が あります。

平成 23(2011) 年度には、県管理 19 河川において、ボランティア活動 15 団体等を対象に花木の苗、球根、肥料等を提供しました。

#### (2) 道路、河川等の清掃

快適で安全な道路環境の確保及び河川・海岸等の美化を図るため、道路敷の除草、ゴミ、空き缶等の清掃及び河川敷の除草や海岸等の流木処理、清掃を行いました。

また、道路、河川、海岸等の美化活動の推進を図るため、ボランティア団体等に作業用物品の提供等の支援を行っており、平成23(2011)年度の実績は、道路関係で200団体、河川関係で177団体、海岸等の関係で85団体となっています。

地域住民に道路の一定区間の除草、ゴミ拾い等の世話をお願いする「ふれあいの道事業」を実施しており、13団体(平成23(2011)年度実績)の団体が活動を行いました。

#### (3) 森林ボランティアの育成

県民が自主的に参画する県民参加の森林づくり を進めるため、平成23年度には、「三重県森づ くり安全技術・技能地域推進協議会」が実施する チェーンソー安全技術・技能研修、及び審査会に 支援を行いました。

## 各主体の連携による環境保全活動の促進

## 3-1 各主体の連携による環境保全活動の促進

(1) 広範な県民参加で進める環境県民運動の展開 平成 23(2011) 年度は、地域と企業が連携し て行うエコ通勤や環境教育等の実践を企業連携取 組で実施しました。

#### (2) オフィス等での省エネ運動の展開

- ・平成 15 (2003) 年度から中部圏知事会の構成団体とともに、夏季の一定期間において冷房温度を 28℃に設定し、ノーネクタイ、ノー上着などの軽装で過ごそうという「サマーエコスタイル」に取り組んでいます。
- ・県庁内では、日常的な勤務はもちろん会議や出 張の場面でも夏期の軽装が徹底され、一つのラ イフスタイルとして定着してきています。 なお、平成 17 (2005) 年度からは、国も「ク ールビズ」として同様の取組を提唱しています。

# (3) 年間を通して行う自主的な庁舎周辺の美化 行動

- 勤務する職場や周辺を美しくすることは、快適な生活環境づくりを行う第一歩と考え、県職員自らが各職場で年間を通して自主的に庁舎周辺の美化行動を行っています。
- 平成23(2011)年度は、4,074人の県職員がこのボランティア活動に参加しました。

#### (4) 連携による環境教育実践活動の促進

- 持続可能な社会づくりに向けて、多様な主体が 環境教育を自主的に進め、具体的な行動を起こ し、地域に根ざした環境保全活動の輪が拡がる ことを目的として、平成 17 (2005) 年6月に 「三重県環境保全活動・環境教育基本方針」を 新たに策定しました。
- ・この基本方針を具現化する取組として、企業、学校、行政が連携して、子供たちが家庭において省エネルギー活動を実践し、環境への意識を高める「キッズISO14000プログラム」に平成23(2011)年度は県内企業9社からの協力を得て、9市町20校694名の小学生が取り組みました。